

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 3 0 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

午後 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|----------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 90 号 | 平成 3 0 年度有田川町一般会計補正予算 (第 5 号) |
| 日程第 2 | 議案第 91 号 | 平成 3 0 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 3 | 議案第 92 号 | 平成 3 0 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 4 | 議案第 93 号 | 平成 3 0 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 5 | 議案第 94 号 | 平成 3 0 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 6 | 議案第 95 号 | 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 96 号 | 有田川町木材利用促進加工施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 8 | 議案第 97 号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 98 号 | 有田川町教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第 10 | 議案第 99 号 | 平成 3 0 年度有田川町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| 日程第 11 | 議案第 100 号 | 平成 3 0 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 12 | 議案第 101 号 | 平成 3 0 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 13 | 議案第 102 号 | 平成 3 0 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 14 | 議案第 103 号 | 平成 3 0 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 15 | 議案第 104 号 | 平成 3 0 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 16 | 議案第 105 号 | 平成 3 0 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 17 | 議案第 106 号 | 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 107 号 | 平成 3 0 年度平成 3 0 年災第 1 5 9 号町道板尾大橋沼谷線道路災害復旧工事の請負契約について |
| 日程第 19 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

日程第20 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第21 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第22 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	14番	新家弘
15番	湊正剛	16番	亀井次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

5番	星田仁志	12番	岡省吾
----	------	-----	-----

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	山田展生	福祉保健部長	前久保眞次
総務政策部長	中裕準	消防長	栗栖誠
産業振興部長	立石裕視	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	竹中幸生	財務課長	中屋正也
企画調整課長	森田栄一	教育長	楠木茂
教育部長	井上光生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	一ツ田友也	書記	細野鶴子
------	-------	----	------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 議案第90号……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、議案第90号、平成30年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。歳出の21ページの有田周辺広域圏事務組合負担金、潮光園の設計費1,377万9,000円ありますが、全体の設計費が幾らになりますか。それを、まずお願いします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕準）

全体の設計費は5,561万5,000円です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、全体の事業費と、その当町の負担金がどのくらいで、建設場所についての建てかえは難しいと思うんですが、現地での建てかえは難しいと思うので、どこになるんでしょうか。

3つ目に、運営は平成32年の何月からになりますか。3つお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕準）

全体の事業費につきましては、実施設計、施設整備工事費、設計管理費、合わせて約14億2,600万円でございます。その中で、当町の負担金につきましては、均等割20%、人口割30%、利用割50%で計算してみますと、約2億7,360万円、このようになってまいります。

また、建設場所の話でございますが、現在の場所は津波の浸水区域であるので、津波浸水区域外である湯浅町大字湯浅、現有田衛生施設事務組合施設の付近への移設を予定しております。

運営につきましては、平成33年4月開所を目指して、計画に取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

元の有衛の施設の付近ということになれば、その辺の土地については、旧町の持ち

分もあったと思うんですが、他町の持ち分もあると思うのですが、その点も含めて、どのようになるんでしょうか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕準）

現在、計画しております新潮光園の整備予定地につきましては、湯浅町、広川町、有田川町の共有名義、湯浅町、広川町の共有名義、湯浅町名義、この3パターンの名義の土地となっております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

19ページの歳出ですけど、全協で聞いたらよかったですけど、ちょっと聞き漏らしたんで、1点、ちょっとお聞きしますけれども、総務費の選挙費、和歌山県の議員選挙、統一地方選挙の件でございますけれども、4年前は4月の中旬ぐらいに選挙があったと思うんですけども、これを補正で置く理由、それから当初へ置いても間に合はんのか、その点、ちょっと見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕準）

今回の県議選につきましては、先日、12月14日に地方公共団体の議会議員及び町の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律、また施行令が施行されたところでございます。その中では、原則として県議会議員選挙につきましては、平成31年4月7日が投票日で、告示が平成31年3月29日ということで、国のほうで決定されたところでございます。それに合わせて、期日前投票の費用として、平成30年度の補正予算で今回、乗せさせていただいたところでございます。

○議長（殿井 堯）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

23ページの有田周辺広域圏事務組合分担金の内容について御説明をいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕準）

この分につきましては、今回、クリーンセンター更新事業に係る用地購入費5,000万円に対する負担金でございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

27ページの情報通信基盤施設災害復旧委託料5,616万円の内容を説明していただきたいんですが。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕準）

これにつきましては、さきの台風21号で被害を受けました情報通信基盤施設につきまして、現在は仮復旧を行って、運営を行っているところでありますが、今後、本復旧を平成30年、平成31年の2カ年で行う予定であり、その平成30年度分の委託料でございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

27ページの銀行等資金繰上償還金6億3,144万2,000円とありますが、この償還については借入先が恐らく紀陽銀行とJA、それから今は財務省だと思えますが、旧大蔵省、資金運用部だと思うんですが、それぞれから借りているとすれば、それぞれ何%の利率で、何件繰上償還になるのか、御説明いただきたいのと、繰り上げ償還することによる利息分で、それぞれどのくらいになるんでしょうか。お願いいたします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕準）

今回の銀行等資金繰上償還金についてでございますが、今回の分につきましては、JAありだからの借り入れ分7件、紀陽銀行からの借り入れ分1件で、それを繰り上げ償還するものでございます。利率につきましては、2.3%から1.38%の分ということになります。これにつきましてはの利子の分でございますけれども、平成31年から平成41年の間の利子、約6,000万円が不要ということになります。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第91号……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、議案第91号、平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第92号……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、議案第92号、平成30年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第93号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、議案第93号、平成30年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第94号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、議案第94号、平成30年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第95号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、議案第95号、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第96号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、議案第96号、有田川町木材利用促進加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第97号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、議案第97号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員長（谷畑 進）

報告します。

去る12月4日議会初日、当委員会に付託された、議案第97号の有田川町道路線の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、12月5日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、路線の概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

議案第97号について、本路線は植野地内において、宅地造成開発事業に伴い、町に対して寄附された土地であり、幅員は6メートル、延長は88.31メートルであります。宅地分譲予定戸数は11戸で、住民の利便性向上のため、また、町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第98号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、議案第98号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

ただいま教育委員会委員に選任の同意がされました、平松一彦君が議場にいられています。御挨拶をお願いしたいと思います。

〔平松一彦君 入場〕

○教育委員会委員（平松一彦）

おはようございます。

ただいま教育委員に任命されました平松と申します。

教育委員に再任されたということは、これまでの経験を生かし、本町の教育発展のために微力ながら尽力を尽くせということだと思っておりますので、今後、教育委員と

してしっかり務めたいと思いますので、皆さんの御支援、御指導をよろしく願いして、就任の挨拶といたします。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（殿井 堯）

今後、教育委員としてよろしく願いいたします。ありがとうございました。

〔平松一彦君 退場〕

……………日程第10 議案第99号……………

○議長（殿井 堯）

日程第10、議案第99号、平成30年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第11 議案第100号……………

○議長（殿井 堯）

日程第11、議案第100号、平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 2 議案第 1 0 1 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 2、議案第 1 0 1 号、平成 3 0 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 3 議案第 1 0 2 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 3、議案第 1 0 2 号、平成 3 0 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第103号……………

○議長（殿井 堯）

日程第14、議案第103号、平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第104号……………

○議長（殿井 堯）

日程第15、議案第104号、平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

この議案に対しては賛成でございますが、この機会に下水道の姿勢をばお聞きしたい。一般的に、一般質問のときは指摘して、執行部に対しての指摘であるとか、きょうは僕の質疑はそうと違って、平成33年に完成するという形の中で、有田川町として下水道整備を、特に今の公共下水について、どのような姿勢で事業をば遂行していくのかなど。その点を一遍、まず部長にお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

平成33年に面配備でありますとか、施設の増設を完了したいと考えております。
それまでに加入率、その増加を目指したいと考えております。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

要は、インフラとかライフラインとして、快適な生活環境をとということの中で、公共下水もどんどん進んで、今までの合併浄化槽、単独浄化槽にしたら、四季を通じて、いつも水が排水路に流れているという中で、冬は水が来ないので悪臭、夏になったら日本脳炎なんかも媒介する蚊の発生と、みんなで駆除していた。それが、この農集特に公共下水が遂行して、物すごい住民の快適になっている。

そういう中で、今から一番大切なことになってくるんやけど、水道なんかでも、吉備なんかであったら、給水制限とか、またいろいろ取量についても井戸で水を使わないでくださいと、極端に言うたら鰻屋さんとか、そういうふうなところについてもいろいろお願いしていると。それはなぜなんという、水のない地域にあっても、かなであったとか、こういうようなことがあったんで、水道も布設して、事業として町がやりだして、約20年たってから、そういう不正というものが町のみんなが使われるように、安心安全な、こういうことをやっていく。

今度は、もう平成33年に向けて、今、公共下水をどんどん進めてくれているんやけど、今後は、でき上がったら、畜産をある一定以上飼うとか、また弁当屋さん、食堂へね、弁当なんかでも、100以上の製造して、またそれが戻ってきて、それを洗うと。その洗った水をやったらかしゃというようなことのないように、この快適な下水道をば、みんなが喜んでいる。ある程度、規制をかけなければいけないなと思うんやけど、今、すぐって、一般質問でやって、今、すぐ答えを出せと、こんなふうになっていくんやけど、平成33年までにそういうふうな取り組みと。

また、副町長さんも県からも来てくれているんで、この前の、ある弁当屋さんのごとでやったら、議会としても1年間検討して、その結果は何なんというたら、どんどん長いこと構って、議会で見にいって、3センチほどのぬめりができていて、石はおったらぼろっと。それでも、県の保健所が、そんなん何にも規制はございませんねんというようなことを言うた。あるっちゅうたら、瀬戸内法しかございません。瀬戸内法で適用になるのが、和歌山市の住金と海南の発電所と、有田市の東燃と、御坊の火力発電やと。そんな小さいとこ何にもなりませんと。そりゃ県やということで、こういったもの、副町長さんが県からも来てくれているんで、やっぱり一応、副町長、トップとして、部長会で今の現況をば、JRの水尻の国道からの、JRの間の、あの裏

の水路をば一遍、見ていただいて、こういうことのないようにということで推進しているはずやさかい。それを推進しているのに、野放しにするということがいかなものかな。

やっぱり、これで下水道の姿勢を聞きたいんで、これは下水道課だけの問題と違うと思うんよ。これは町の問題であるので、県はそんな大きな瀬戸内法やって言う。それ以外何もない。これ、啓発で、区長さん、ほか2名の下水道委員さんも一生懸命、取り組んでくれて、議会としても下水道特別委員会としても取り組んでいるんやけど、やっぱりこれは完全にインフラも、ライフラインもでき、そのでき上がったときにはもうこういうふうにある程度、規制しますよと。そうせなんだら、一般的に喜んでい四季が、夏冬のそういう蚊の問題、悪臭の問題というものが、ずっと残るといもんが、町の責任やと思うんで、一遍、町長か副町長にその御意見をば、下水道の推進の意義と、僕の言うたことについて御感想をお願いしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員、おっしゃるとおり、この下水道事業というのは住民に快適な生活を送っていただける、あるいはいろんな病気から守るという意味で行ってきた事業で、平成33年度に完成するんでありますけれども、これをしたおかげで非常に吉備地区、若い子に移り住んできてくれてますし、実際、溝も非常にきれいになりました。鳥尾川、今はアユがのぼらなんだんやけど、今、丹生図あたりまでアユがのぼってますし、うちの裏の溝、これも用水ですけれども、蛍が毎年二、三十匹飛ぶようになってきました。

その中で、そういう企業があるということは非常に残念で、これ、できたときは、する計画は、もう全員に入ってもらおうという計画で、今、やっています。そういう人があるということは非常に残念に思うわけなんですけれども、規制については一遍、これから勉強をして、どんな方法でやれるんか、これからちょっと検討させていただいて、1件でも多く入ってもらえるように、特に企業はそういうことをする義務が多分あると思うので、しっかりと勉強して規制をもしかけられるのであれば、みんなで検討していきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

ありがとうございます。あと、要は、僕、条例まで規制できりゃ、したらええけど、要綱でもやっぱりここで事業をするのであったら、畜産なんかでも、鳥であったら、何羽以上、また豚であったら、何頭以上とか、弁当をそこでつくるんやったら、100食以上とか、そういう何があるんで、それでそのときには必ず下水へほうり込んで

くれ。そのかわり、直接ほうり込まんといってくれ。一回、油抜きとか、山で言うたら、沈砂地みたいなのをきちっとつくって、やっってくださいと。要は、検討していただきたいという、あくまでも、またその結果次第で一般質問もさせてもらうけど、ただ町のほうの姿勢をば、ちょっと聞きたかったので、町長さんのそういう御答弁をいただいたので、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第105号……………

○議長（殿井 堯）

日程第16、議案第105号、平成30年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第106号……………

○議長（殿井 堯）

日程第17、議案第106号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第107号……………

○議長（殿井 堯）

日程第18、議案第107号、平成30年度平成30年災第159号町道板尾大橋沼谷線道路災害復旧工事の請負契約について議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしく願います。

……………日程第20 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第20、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしく願います。

……………日程第21 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第21、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第 2 2 議長への委任について……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 2、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 4 5 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第 7 条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 3 0 年第 4 回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 1 0 時 1 1 分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 殿 井 堯

有田川町議会副議長 小 林 英 世

5 番 議 員 星 田 仁 志

1 2 番 議 員 岡 省 吾